

◎自転車活用推進法案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)

改正案	現行
<p>(自転車専用道路等の設置)</p> <p>第六条 道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、道路法第四十八条の十三第一項の規定による指定をした道路又は同条第二項の規定による指定をした道路を設置するよう努めなければならない。</p> <p>2 道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条に規定する河川区域(同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む)内の土地又は国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野(以下この項において「国有林野」という。)である土地を利用して前項の道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(自転車専用道路等の設置)</p> <p>第六条 市町村である道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、<u>市町村道であつて道路法第四十八条の十三第一項の規定による指定をした道路又は同条第二項の規定による指定をした道路</u>を設置するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>市町村である</u>道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条に規定する河川区域(同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む)内の土地又は国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野(以下この項において「国有林野」という。)である土地を利用して前項の道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

改正案

目次

第一章・第二章（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節・第二節（略）

第三節 特別の機関（第二十七条―第二十九条の三）

第四節（略）

第四章（略）

附則

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 百十七（略）

百十七の二 自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十

八年法律第 号）第九条第一項に規定する自転車活用推進

計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

百十八 百二十八（略）

2（略）

現行

目次

第一章・第二章（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節・第二節（略）

第三節 特別の機関（第二十七条―第二十九条の二）

第四節（略）

第四章（略）

附則

（所掌事務）

第四条（同上）

一 百十七（略）

（新設）

百十八 百二十八（略）

2（略）

<p>(設置)</p> <p>第二十七条 本省に、国土地理院を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>小笠原総合事務所</p> <p>自転車活用推進本部</p> <p>海難審判所</p> <p>(自転車活用推進本部)</p> <p>第二十九条の二 自転車活用推進本部については、自転車活用推進法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。</p> <p>第二十九条の三 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第二十七条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>小笠原総合事務所</p> <p>(新設)</p> <p>海難審判所</p> <p>(新設)</p> <p>第二十九条の二 (略)</p>
--	---